

2007年2月1日

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1
電話 052-952-8002(代)
FAX . 052-961-7377
名古屋合同庁舎1号館
国土交通省 中部運輸局 総務課 御中

〒 . 東京都足立区
自宅電話 - -
(家庭の事情によりつながりにくい、伝言不可)
(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)
半澤一宣(印)(はんざわ・かずのり)

名古屋鉄道株式会社に対する、鉄道施設内の治安保持対策に係る
調査及び行政処分を求める要請書

前略失礼いたします。

私は、所用で御地を訪れた昨年12月、名古屋鉄道(名鉄)神宮前駅構内で、迷惑行為(喫煙)を注意した相手から腹いせの暴力行為を受けた者です。

このとき、私が呼んできた駅員は暴力行為を目撃していたにもかかわらず、私が「警察を呼んでください」と繰り返し求めても応じず、また暴行犯が逃亡のため乗り込んだ電車の出発を抑止する手配を取ることも怠り、結果的に暴行犯の逃亡をほう助してしまいました。また、暴行犯が逃亡するために乗り込んだ電車の車掌も、私が暴行犯を指差して「この人、私に暴力を振るいました。この人が降りた駅で、警察に引き渡してください」と言ったのを無視しました。このため、私は暴行犯に逃げられてしまったという被害を受けました。

この事件に係る名鉄本社の対応方に疑問がありますので、貴局へ事件発生について通報すると共に、事実関係の調査と行政処分(是正指導)をお願いしたく、お便りさしあげます。本状を担当部署にお取り次ぎのうえ、適切な対応を講じられますよう、お願い申し上げます。

なお、本件については総務省東京行政評価事務所の行政相談課(電話03-5331-1752、担当・柳田様)にも、貴局への通報を要請しておりますことを申し添えます。

要請の主旨

名古屋鉄道株式会社に対して、以下の3項目に係る事実関係の調査及び行政処分(指導若しくは命令)を行ってください。

1. 当事者である駅員と車掌の2名、及びその監督者らの責任を明らかにし、厳重に処分すること。
2. 事件発生の実態を公表することを通して、社会全体に反省の意思表示をすると共に、再発防止を誓うこと。
3. 防犯カメラの映像を犯罪被害者の救済に活用できるようにするため、常時ビデオ録画する体制を整えること。

要請の理由

1. 事件の詳しい状況については、添付資料 (名鉄本社あて「暴力事件に関する被害届

と質問状」)を御参照願います。

2. 名鉄の対応方の問題点と、その社会的影響の大きさについて

暴力行為に見て見ぬふりをした駅員の対応方を正当化している問題

名鉄は、私への回答書(添付資料)で、自分の目の前で起きた暴力行為に見て見ぬふりをした駅員や車掌の行動について「落ち度はなかった」の一言しか記していません。ましてや、それがなぜ「落ち度はなかった」と言えるのかの理由については全く触れていません。

名鉄が、駅員や車掌のこのような行動を正当化したのは、利用者に「迷惑行為(者)への注意は自己責任で行ってください」と言うに等しいものです。これは、鉄道という公共施設の秩序と治安を保持すべき、施設管理者責任を放棄した以外の何物でもありません。

このことは同時に、利用者 名鉄沿線の住民が「自分たちの身に何かあっても駅員や車掌が助けてくれないのでは、迷惑行為(者)に注意したくてもできない」「自分の身の安全のためには、地球環境に悪いとわかっている、鉄道の利用を避けてマイカーを利用せざるを得ない」と考えるのを、拡大再生産させるものです。

また、問題の駅員や車掌の行動が、鉄道営業法第24条及び第25条に抵触する違法行為であったことは明らかです。にもかかわらず、名鉄本社が、この問題に係る説明を回避して「落ち度はなかった」の一言で片付けたのは、従業員(駅員と車掌)をかばうための責任逃れとしか、他に理解のしようがありません。

更に言えば、名鉄が、今回の事件で利用者の(治安上の)安全確保を怠った駅員らの不作為に係る責任の所在を一方的に否定したのは、鉄道事業者と利用者との運送契約に係る事業者側の債務不履行に他なりません。名鉄が、利用者から運賃だけは徴収(債権を行使)しておきながら、その一方で安全確保の責任(債務)の所在を否定するのは、消費者契約法第8条に抵触する違法行為でもある疑いがあります。

これらのことから、今回の事件に係る名鉄本社の対応方が、コンプライアンス(法令順守)精神に係る良識さえも疑わせる、極めて反社会的なものであることは明白です。防犯カメラの映像をビデオ録画しておく装置の設置を怠っていた問題

私は、年が明けてから、事件現場となった神宮前駅を再訪しました。その目的の1つは、暴行の瞬間などを捉えている可能性がある防犯カメラの存在の有無を確かめることでした。

私は、この防犯カメラと事件発生場所との位置関係などを撮影した写真を、事件発生当日に被害届を出していた愛知県警察本部熱田警察署に送り、防犯カメラの映像を録画してあるビデオテープを証拠として押収してほしい旨を要請しました。

ところが、数日後に届いた熱田警察署からの連絡によれば、要旨「神宮前駅では以前から様々な事件が起きており、その都度、防犯カメラはモニター(監視)用としてしか使用されていない(録画されていない)ことを確認しており、今回も同様」とのことでした。

このため、今後警察の捜査が進んで犯人(容疑者)を特定できたとしても、暴行の事実があったことを証明する物的証拠がないため、犯人を罰することができない可能性が出てきてしまったわけです。

このような、いざというときに役に立たないのでは、何のための防犯カメラかということになります。これでは、将来類似の事件が発生するたびに、証拠不十分で加害者を罰することができない、すなわち被害者が泣き寝入りを強要される理不尽が、何度でも繰り返されてしまうことになります。

ましてや、警察の話が事実であるとすれば、名鉄は、以前から様々な事件が発生する

たびに、警察から防犯ビデオ映像の有無を照会されていたこととなります。つまり、名鉄が防犯カメラの映像を録画しておく装置の必要性を当然認識していなければおかしいことは、容易に推察できるわけです。にもかかわらず、名鉄が長年にわたり録画装置の設置を怠り続けていたのだとしたら、名鉄の防犯意識ひいては治安保持に係る責任感が極めてずさんなものであることを意味します。

また、もしも名鉄が、その設置費用の支出を免れたいがために録画装置の設置を漫然と先送りし続けていたのだとしたら、利用者の（治安上の）安全よりも利益を優先させてきたものとして、厳しく非難されるべきであると、私は考えます。

以上の問題につきまして、事実関係を調査のうえ、適切な行政処分（指導・改善命令）を発せられますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、調査結果及び行政処分のなるべく詳細な内容につきましては、決定しだい速やかに、上記半澤自宅まで書面にて御通知くださいますよう、合わせてお願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、半澤までお問い合わせください。

なお、私は、熱田警察署から現場検証等への協力要請を受けた関係で、来週8日（木曜日）に御地を再訪いたします。警察署での用件は午後1時ごろまでに終わる見込みですので、午後2時ごろ以降であれば貴局の担当者様と面会し、詳しい事情を直接御説明することも可能です。貴局を訪問する必要があるか否かと、訪問したほうがよいようであれば担当者様のお名前と部課名・内線電話番号などを、折り返し御連絡いただければ幸いです。

添付資料

名鉄本社あて被害届と質問状（2006年12月27日付け、内容証明郵便）

名鉄本社からの回答書（2007年1月16日付け）

事件現場付近の写真6枚（2007年1月16日撮影）と説明文

以上

記事 書留郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第101-21-43113-2号（配達証明郵便）

平成18（2007）年2月2日 名古屋中郵便局にて配達完了

本件の担当は、鉄道局管理課・加藤新太郎氏

電話 052-952-8030、FAX . 052-952-8086